

委員会提出議案第3号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する  
条例の制定について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年6月26日提出

提出者

議会運営委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 西川憲行様

別紙

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例

亀山市条例第 号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、亀山市議会議員（以下「議員」という。）が亀山市議会（以下「議会」という。）の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給に関し、亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年亀山市条例第37号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「議会の会議等」とは、次に掲げる会議等をいう。

- (1) 議会の定例会及び臨時会の会議
- (2) 亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）の規定により設置された委員会の会議
- (3) 亀山市議会会議規則（平成17年亀山市議会規則第1号）第157条に規定する協議等の場
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項の規定による議員の派遣
- (5) 亀山市議会会議規則第100条の規定による委員の派遣  
(議員報酬の減額)

第3条 議員が議会の会議等を長期間欠席した場合の議員報酬の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬の額から、次の表の欠席期間の区分に応じて、当該議員報酬の額にそれぞれ同表の減額割合（以下「減額割合」という。）を乗じて得た額を減じた額とする。

欠席期間	減額割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の20
180日を超え365日以下であるとき	100分の50
365日を超えるとき	100分の100

- 2 前項の規定は、議員が、議会の会議等を欠席した日から起算して90日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）の前日から6月前までの間において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当の額から、当該期末手当の額に減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

- 2 前項の規定により期末手当を減額支給する場合で基準日の前日から6月前までの間の議員報酬の減額割合が異なるときは、高い方の減額割合を適用する。

（適用除外）

第5条 議員が、次に掲げる事由により議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、第3条第1項の欠席期間には含まない。

- (1) 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年亀山市条例第33号）の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害
- (2) 女性の議員の出産（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項（ただし書を除く。）に規定する産前産後の期間に限る。）
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者

又は無症状病原体保有者である場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認める事由  
(疑義の決定)

第6条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会  
運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に  
定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。